

見附市告示第45号

見附市緊急通報相談体制整備事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市緊急通報相談体制整備事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市緊急通報相談体制整備事業実施要綱（平成22年見附市告示第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中「利用料として」の次に「固定回線型装置は」を、「月額500円を」の次に「無線型装置は月額2,040円を」を加える。

第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第5条関係）

第1号様式（第5条関係）

緊急通報装置利用申請書

年 月 日

（宛先）見附市長

住所
申請者
氏名

緊急通報装置の設置を受けたいので、次のとおり申請します。また、見附市が私の世帯状況を調査することに同意します。

利用者氏名					
住 所	見附市				
電 話 番 号		生年月日	年 月 日		
希 望 機 器 (希望の機器に○) ※利用料金が異なります。		固定回線型		無 線 型	
協力員	通報 順位	氏名	住所	電話番号	申請者との 関係
	1			—	親 戚 の 人 ()
	2			—	近所の人
	3			—	民生委員

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。